

## 【研究論文】

# CSR報告書におけるネガティブ情報の開示

## ——新聞報道の影響と正統性——

楚 雪  
東 田 明

### 論文要旨

本稿は東証1部の売上高上位100社（2014年3月時点）を調査対象として、企業が2014年に発行したCSR報告書と、報道された新聞記事におけるネガティブ情報開示の実態を明らかにする。その上で、新聞報道が企業のネガティブ情報開示に与える影響を考察するとともに、新聞報道を含めてネガティブ情報開示の要因を正統性の観点から明らかにすることを目的とする。その結果、CSR報告書におけるネガティブ情報開示と新聞報道の間には大きなギャップがあるが、新聞報道は限定的ながらCSR報告書におけるネガティブ情報開示に影響していることが示された。また、企業はCSR報告書におけるネガティブ情報開示を通じて、正統性の獲得や失われた正統性の回復を期待できると考えられる。

## 1 はじめに

この数十年、環境問題や製品問題、安全事故、腐敗などのさまざまな社会問題が明らかになってきた。これらの問題に関して、環境汚染、労働災害、自動車メーカーによるリコール隠し、電気機器業界の特許侵害、カルテル問題、インサイダー取引などの企業の不祥事が新聞などのメディアにおいて多数報道されてきた。こうした中で、企業の社会的責任（Corporate Social Responsibility; CSR）を求める議論が高まるにつれて、CSRマネジメントシステムの構築が急速に進んでいる（谷本、2013）。

そして、CSRを求める世界的な潮流の中で、国際標準化機構（International Organization for Standardization; ISO）はCSRの主題<sup>1)</sup>を設定し、国際的な非営利団体GRI（Global Reporting Initiative; GRI）はサステナビリティレポートの作成を要求するGRIガイドラインを提供している。日本でも、環境省が公表している『環境報告ガイドライン』において社会的取組の状況に関する項目が取り入れられている。これらのガイドラインによって、環境問題をはじめ、労働環境、

---

キーワード：CSR報告書 (corporate social responsibility report), ネガティブ情報 (negative aspects), 新聞報道 (media), 正統性 (legitimacy)

人権、製品安全などの各側面のCSR情報が、企業のCSR報告書において開示されるようになった。

またこれらのガイドラインは、CSR報告書を単に企業の宣伝媒体ではなく、企業と多様なステイクホルダーとのコミュニケーションの手段のひとつとして位置づけている。2つのガイドラインの一般原則には「バランス」(GRI, 2013a, p. 17)<sup>2)</sup>や「中立性」(環境省, 2012, 21頁)<sup>3)</sup>が要求されている。これらは表現が異なるものの、企業にとって都合の良い情報だけでなく、ネガティブな影響を含む情報の開示も求められている。

CSRに関して、企業と社会のウィンウィン関係構築の側面から議論されることが多く (Porter and Kramer, 2006), ネガティブな事象が発生した時にどのような対応を取るかが注目されている。なぜなら、企業はステイクホルダーをはじめとしてそれを取り巻く社会から認知され、受け入れられなければ存続が危うくなるからである。特にインターネットの普及とグローバル化の進展が進む中で、企業が社会から認知され、受容されること、つまり正統性が重要な意味を持つようになってきた (山田, 2007)。正統性の脅威を無視すれば安定して存続できる企業は少なく、現在安定している企業にとっても、社会的な規範から見た法令違反などは正統性を脅かす存在である (Suchman, 1995)。したがって、正統性の観点から考えると、ネガティブ事象が発生した時にこそ、企業がステイクホルダーに対して事実と対策を誠実に伝えることが求められる。

このようにCSR課題について企業にバランスの取れた情報開示が求められている中で、1980、90年代における環境ネガティブ情報開示は非常に限定的であった (Deegan and Gordon, 1996; Niskanen and Nieminen, 2001)。また正統性の観点から大きな環境汚染などの不祥事が発生した時に、企業は正統化するためにネガティブ情報を開示することが示されているが (Cho, 2009), その一方でメディアによって報道されたネガティブ事象の10%しか、サステナビリティレポートで詳しく報告されていないという結果も見られる (Boiral, 2013)。このようにネガティブ事象が発生した際、一部の企業は積極的に情報開示を行う一方で、多くの企業は報道されても、自らその事象について説明する行動を取っていないことが分かる。日本企業について見れば、ネガティブ情報開示に関する先行研究が非常に少なく、またCSR情報全体のネガティブ情報開示に関する先行研究は上妻・堀江 (2008) に限られている。企業にとって重要なCSRは地域や時代によって変わることを考えれば (谷本, 2013), この論文が発表されたから9年が経過しており、日本企業のネガティブ情報開示に関する現状はあまり知られていないと言える。

そこで、本稿では、CSR報告書におけるネガティブ情報開示の実態を明らかにすることを目的のひとつとする。また、多くの先行研究では、ネガティブ情報開示の要因として、新聞などのメディアの影響が挙げられているため、本稿のもうひとつの目的は、新聞報道が企業のネガティブ情報開示に与える影響を考察するとともに、新聞報道を含めてネガティブ情報開示の要因を正統性の観点から明らかにすることである。

本稿ではまず、次節において、ネガティブ情報に関する概念の説明に基づき、ネガティブ情報開示の要因と実態にまつわる先行研究をレビューする。それによって、先行研究の課題と本研究

の必要性を明らかにする。第3節では、本稿の調査対象、調査方法を説明する。そして、第4節では新聞記事と企業のCSR報告書におけるネガティブ情報開示の動向を明らかにするとともに、CSR報告書におけるネガティブ情報開示への新聞報道の影響を分析する。その上で、第5節では、Suchman (1995) の正統性理論の観点から、企業のネガティブ情報開示行動と正統性マネジメントを考察する。そして最後は、本稿の結論、限界および今後の課題を示す。

## 2 先行研究

### 2.1 ネガティブ情報とは

環境やCSR情報開示に関する先行研究において、ネガティブ情報を明確に定義しているものは少ない(大森・目時, 2015; 上妻・堀江, 2008)。

海外の先行研究において、Hahn and Lülfs (2014) は、サステナビリティレポートにおいてネガティブ情報が、「サステナビリティの実現に対して(潜在的に)負の影響を及ぼしたまたは及ぼす現実的もしくは潜在的な企業行動に、関連したあらゆる企業の声明(ステートメント)を含む」(Hahn and Lülfs, 2014, p. 404)と述べている。また、中国企業社会責任研究報告において、張(2012)はネガティブ情報開示を「一定の経済社会の背景下で、企業がステイクホルダーに、社会の価値観に反する活動情報、および経済、社会、生態環境に対する消極的な態度、あるいは有害な活動情報」(張, 2012, 100頁)と定義する。日本の先行研究において、大森・目時(2015)はネガティブ情報を「環境と社会の両側面に関して社会に対してマイナスの影響を及ぼす事象」(大森・目時, 2015, 6頁)と指摘している。また、上妻・堀江(2008)はネガティブ情報を企業にマイナスな影響を及ぼす情報と理解し、「公になることで企業が何らかのリスクを負う可能性がある情報」(上妻・堀江, 2008, 109頁)と定義している。

以上のように、先行研究におけるネガティブ情報の定義の仕方はそれぞれの著者によってさまざまである。ネガティブ情報を上妻・堀江(2008)のように企業のリスクに限定したものもあるが、多くの先行研究では企業だけでなく、社会に対する負の影響を含んでいることが分かる。そこで本稿ではネガティブ情報を「CSRの要求事項に関して社会に対する負の影響、もしくはそれが公になることで企業が何らかのリスクを負う可能性のある情報」と定義する。具体的には、本稿の分析対象であるCSR報告書の作成ガイドラインとして世界的にもっとも認知度の高いGRIガイドラインの標準開示項目(GRI, 2013a)に基づき、環境、労働慣行、製品責任、社会の категорияにおける開示項目を基にネガティブ情報を判断する。

### 2.2 ネガティブ情報開示の要因に関する先行研究レビュー

ネガティブ事象が発生し、それが社会に知られると、企業は何らかの社会的批判を受ける可能

性が高くなり、正統性の危機に陥ることになる (Reimsbach and Hahn, 2015; 大森・目時, 2015; 國部, 1993)。正統性を維持できない場合、企業は法的・政治的・社会的制裁を受ける可能性がある (國部, 1993)。したがって、正統性を維持・回復するためのマネジメントが必要であると考えられる。企業と多様なステイクホルダーとのコミュニケーションは、正統性マネジメントにとって非常に重要である (Suchman, 1995)。そのコミュニケーションの有効な手段として、CSR 報告書が考えられる。

先行研究によると、社会環境会計研究の分野では、正統性理論は企業の自発的な情報開示を説明するための主要な論拠である (大西・野田, 2012; 上妻・堀江, 2008)。正統性理論によると、組織や行為者は社会において受容されるように自らを正統化するという観点から、組織行為を説明する必要があり、その際に環境報告書を提供する (國部, 1996)。このことは CSR 情報がポジティブかネガティブかに関わらず当てはまるが、ネガティブ情報の開示行動の説明において、正統性理論は特に重要である。

また、企業規模が大きいほど、社会的に求められる行動規範のレベルが高いため、そうした企業ほど自らを正統化する必要性が高く、積極的に情報開示を行う傾向にある (國部, 1996)。したがって、正統性理論によると、本稿の研究対象に当てはまる大規模企業は、新聞記事によって報道されたネガティブ情報を積極的に開示するはずであると考えられる。

### 2.3 ネガティブ情報開示実態に関する先行研究レビュー

日本において、CSR や CSR 報告書を対象とした先行研究は蓄積されてきているものの、CSR 報告書におけるネガティブ情報開示を取り上げた研究は少ないのが現状である。本節では、日本においてネガティブ情報開示を対象として分析を行っている代表的な先行研究を取り上げ、先行研究の課題と本研究の必要性を明らかにする。

まず、ネガティブ事象として最初に注目されたものは環境汚染であろう。河東 (2003) は土壌汚染が判明した時に、企業がどのような情報をいかに開示することが必要であるかを検討し、企業が信頼を得るためのネガティブ情報開示のベスト・プラクティスを明らかにすることを試みた。彼は上場企業の事例を新聞報道の見出しと企業の開示ツールの視点から考察し、社会からの信頼を得るには、経営者がステイクホルダーが期待する情報を理解できなければ、社会とのギャップは埋まらず、ネガティブ情報こそ積極的に説明・公表するとともに対策を実行する体制を築いていく社会的責任があると主張している。しかし、この研究は土壌汚染というひとつの環境問題だけに注目して検討したため、CSR 全般のネガティブ情報開示の実態とは言えないことが指摘できる。

CSR に関するネガティブ情報開示の分析は、上妻・堀江 (2008) が詳しい。彼らの調査によると、売上高上位 100 社 (2007 年 9 月 3 日時点) の CSR 報告書に開示されたネガティブ情報は、2003 年から 2007 年へと増加傾向が見られた。その増加の中心は社会情報であった。さら

に、2007年度のCSR報告書のネガティブ情報開示の調査に基づき、彼らは新聞報道がネガティブ情報の開示量に影響し、新聞報道の有無で企業が戦略的対応の質を変えていることを主張している。つまり、ネガティブ情報をポジティブ化するという情報の質の転換が見られるという。ただ、ネガティブ情報に含まれる企業の対応策などの詳細情報については、深く研究していないことが指摘できる。

そして、統合報告が発展している背景の下に、大森・目時（2015）は2014年12月時点において公表済みの、29社の統合報告書におけるネガティブ情報開示について考察した。彼らによれば、投資家が企業の長期的なパフォーマンスを判断するために、企業はネガティブ情報を適切に報告する必要がある。しかし、サステナビリティレポートから統合報告書への移行によって、ネガティブ情報の開示量が減っている傾向にあることを明らかにしている。また、分析企業のデータによって、開示されているネガティブ情報の中で、事故発生率や労働災害件数の情報が比較的多いことが分かる。しかし、この論文で分析対象とした統合報告書では、CSR報告書よりもネガティブ情報開示を含むCSR情報が集約され、削減される可能性があるため（大森・目時, 2015; 小西他, 2015）、ネガティブ情報全般に関する開示傾向や企業の改善策を考察する上では、妥当とは言えない。

このように、日本企業におけるCSR全般のネガティブ情報開示を対象にした研究は上妻・堀江（2008）に限られている。海外企業を対象とした研究にはBoiral（2013）なども見られるが、彼はエネルギー業界に焦点を当てていることもあり、業種を超えたネガティブ情報開示の現状については不明である。またネガティブ情報開示の影響要因としてメディアの影響がいくつかの研究で取り上げられている。しかし、上妻・堀江（2008）が指摘する情報の質への影響については研究が始まったばかりであり、あまり蓄積されていない。そこで、日本企業のCSR報告書におけるネガティブ情報開示の実態を明らかにするとともに、新聞報道が企業のネガティブ情報開示行動、特に情報の質にどのように影響するかを明らかにすることが本稿の目的である。

## 3 研究方法

### 3.1 研究対象と研究期間

本稿は、東証1部の売上高上位100社（2014年3月時点）を調査対象としている。100社のうち、三菱食品は三菱商事の子会社であり、単独ではCSR報告書を公表していないため、この1社を除く99社を調査対象にしている。分析対象は2つの資料からなる。ひとつはこの99社が2014年に発行した2013年度のCSR報告書である。CSR報告書の発行日は各社によって異なるが、多くの企業は2013年4月1日から2014年3月31日までを2013年度のCSR報告書の対象期間にしている。もうひとつは、この99社に関して報道された新聞記事であり、日経テレコ

ン21で検索を行った。新聞記事の検索期間は各企業のCSR報告書の報告期間と同一である。

本稿において分析するCSR報告書は、環境報告書やサステナビリティレポートを含む<sup>4)</sup>。CSR報告書を作成する企業の中には、CSR報告書だけではなく、ホームページと連携して情報開示を行う事例が見られる。CSR報告書内にホームページ上の情報やPDFファイルのリンク先が示されている場合、本稿はそのリンク先の情報も参照して分析した。新聞記事は、CSR報告書の報告対象期間において日本経済新聞の朝刊、夕刊、地方新聞に、当該企業名が見出しに含まれる記事を日経テレコン21から抽出した。その中から、ネガティブ事象に関して報道する新聞記事を集計した。同一のネガティブ事象に関連する複数の新聞報道が存在する場合は、ネガティブ情報を1件として集計する。

### 3.2 ネガティブ情報の分類と定義

本稿の調査対象の全99社はCSR報告書を作成しており、そのうち、81社はGRIガイドラインを参照していることを表明している。一方、99社のうち60社は、環境省環境報告ガイドラインを参考にして作成している。なお両方のガイドラインを参考している企業は58社であった。このことから、特にGRIガイドラインは本稿の調査対象企業に対して、大きな影響力を持っていると考えられる。したがって本稿では、GRIガイドラインに基づいて環境(EN)、労働環境(LA)、製品安全(PR)、腐敗(SO)、人権(HR)という5つの項目にネガティブ情報を分類している。

本稿において、①環境項目(EN)のネガティブ情報は、環境汚染・事故、環境法規制の違反、ISO14001などの環境監査に関わる是正項目、水質・騒音・臭気などの環境影響に関する苦情として定義している。②労働環境項目(LA)のネガティブ情報は、障害者雇用率<sup>5)</sup>未達成、労使関係、労働災害や業務関連の不正な行為、事故などの労働安全衛生問題、労働慣行に関する苦情・コンプライアンス違反をネガティブ情報として考える。③製品安全項目(PR)のネガティブ情報は、製品事故、ラベリング・広告に関する規制の違反、顧客の情報漏洩、製品およびサービスに関する苦情・コンプライアンス違反と見なしている。④腐敗項目(SO)のネガティブ情報は、腐敗、反競争的行為、不正行為に関する内部通報、コンプライアンス違反をネガティブ情報として考える。

## 4 ネガティブ情報開示の動向

調査対象99社のCSR報告書におけるネガティブ情報開示の実態を明らかにすることは本稿の目的のひとつである。また、多くの先行研究においてネガティブ情報開示の要因として挙げられている新聞記事が、企業のCSR報告書におけるネガティブ情報開示に影響するかどうかを考察する。そこで、本節では、集計した99社のCSR報告書と新聞記事において開示または報道され

ているネガティブ情報の件数に基づいて分析する。

#### 4.1 ネガティブ情報開示の全体状況

表 1 は 99 社の CSR 報告書と新聞記事において、開示または報道されている各項目のネガティブ情報の件数とそれぞれの企業数を表している。また、各項目の比率は CSR 報告書あるいは新聞記事の媒体別の各項目の件数がネガティブ情報の合計数に占める比率である。

表 1 によって、CSR 報告書におけるネガティブ情報開示と各社の報道されたネガティブ事象の状況を比較することができる。CSR 報告書において開示されたネガティブ情報は、合計 81 社の 263 件である。そのうち、労働環境 (37.26%) と製品安全項目 (27%) のネガティブ情報が多く、人権項目 (1.9%) のネガティブ情報は一番少ない。CSR 報告書において開示されている製品安全項目のネガティブ情報 (71 件) のうち、27 件は製品安全に関する苦情であり、腐敗項目のネガティブ情報 (47 件) のうち、23 件は腐敗に関する内部通報である。このような苦情と内部通報は単なるネガティブ情報ではなく、企業の CSR マネジメントの構築が進んでいることを示している。一方、CSR 報告書と同一期間内に新聞記事によって報道されたネガティブ情報は、合計 48 社の 137 件である。そのうち、製品安全 (56.2%) と腐敗項目 (32.85%) のネガティブ情報が多く、社会の関心の高さがうかがえる。その一方、環境項目のネガティブ情報が全くない。これらから、両媒体において開示または報道されているネガティブ情報の件数は差が大きく、また項目別では両媒体において製品安全に関する情報が多い点は共通しているものの、CSR 報告書では労働環境、新聞記事では腐敗項目の情報が多かった点が特徴的であると言える。

表 1 項目別・媒体別によるネガティブ情報の件数

	環境 EN		労働環境 LA		製品安全 PR		腐敗 SO		人権 HR		合計
	件数	比率 %	件数	比率 %	件数	比率 %	件数	比率 %	件数	比率 %	
CSR 報告書	42	15.97 %	98	37.26 %	71	27%	47	17.87 %	5	1.9%	263
	27 社		64 社		45 社		37 社		4 社		81 社
新聞	0	0%	13	9.49%	77	56.2%	45	32.85 %	2	1.46%	137
	0 社		7 社		27 社		27 社		2 社		48 社

出所：筆者作成

正統性理論によれば、企業は報道されて失う正統性を回復するために、CSR 報告書等を通じて情報開示すると考えられる。そこで、次に新聞報道された事象と CSR 報告書で開示された事象の関係を分析する。

表2は、CSR 報告書と新聞記事の両媒体において開示または報道されている共通のネガティブ情報（こうした情報を共通情報と名付ける。以下、共通情報）の件数と企業数を示している各項目の共通情報の比率は、各項目の件数が共通情報の合計数と、表1で掲載したCSR 報告書の項目別のネガティブ情報件数に占める割合である。

表2によると、19件の共通情報は、CSR 報告書のネガティブ情報の合計数、263件のわずか7.22%を占めている。つまり企業がCSR 報告書において開示するネガティブ情報は、新聞報道との関わりがほとんどないことが分かった。これは、Boiral (2013)と同様の傾向を示している。一方、両媒体の共通情報は、主として腐敗（12件）と製品安全（6件）の項目であった。腐敗と製品安全の項目で新聞記事とCSR 報告書の共通情報が多いことは上妻・堀江（2008）の研究結果と合致している。しかし、労働環境を含む全19件の共通情報は、企業数から見れば新聞記事によって報道された48社のわずか14社であった。したがって、新聞記事はCSR 報告書のネガティブ情報開示に与える影響が大きくないと言える。つまり、ネガティブ情報開示について、両媒体の間にギャップがあることが分かった。また、両媒体の共通情報が少ないという調査結果は、正統性理論に基づく仮説とは合致しない。そこで共通情報について表3と表4で詳細に考察する。

表2 CSR 報告書と新聞記事の共通情報の件数

	環 境 EN	労働環境 LA	製品安全 PR	腐 敗 SO	人 権 HR	合 計
共通情報の件数	0	1	6	12	0	19
共通情報の合計数19件に占める割合	0%	5.26%	31.58%	63.16%	0%	100%
CSR 報告書の項目別の件数	42	98	71	47	5	263
共通情報がCSR 報告書の項目別の件数に占める割合	0%	1.02%	8.45%	25.53%	0%	7.22%
企業数	0社	1社	4社	11社	0社	14社

出所：筆者作成

両媒体の情報開示のギャップを分析すると、例えば、CSR 報告書におけるネガティブ情報の数をもっとも多かった労働環境項目（98件）のうち、63件は労働災害度数率と強度率<sup>6)</sup>であり、14件は障害者雇用率の未達成である。これらの労働災害や障害者雇用に関する情報は、GRI ガイドラインで要求されている開示項目であり、CSR 報告書において開示件数が多くなっている。しかし、これらの情報は企業全体のCSR 業績指標のひとつであり、個別の大きな労働災害や事故ほどには社会の注目を集めにくいと考えられるため、ほとんど新聞記事によって報道されていない。一方、新聞記事により報道される自動車企業のリコールのようなネガティブ情報が、企業

の CSR 報告書においてあまり開示されていない。なぜなら、リコールに関するネガティブ事象が消費者の生命や健康に影響を与える可能性が高く、問題が発生すれば速やかな情報開示が求められるため、多くの企業はホームページの「お知らせ」、「プレスリリース」を通じてタイムリーな情報開示を行っているからであると考えられる。このように、新聞記事と CSR 報告書のネガティブ情報開示のギャップが大きくなっている。

表 1 と表 2 はネガティブ情報開示の有無に焦点を当てているが、企業がネガティブ事象の詳細をどれぐらい開示しているか、特にネガティブ事象の発生に対してどのように対応しているかについてはこれらの分析からは分からない。この点について次に考察しよう。

表 3 は CSR 報告書において報告されているネガティブ事象に対する対応策や改善策の件数と企業数を示している。また、各項目の改善策の比率は各項目の件数が改善策の合計数と、表 1 で掲載した CSR 報告書の項目別のネガティブ情報件数に占める割合である。

表 3 によると、改善策を含むネガティブ情報の開示件数は 59 件であり、CSR 報告書のネガティブ情報の合計数、263 件の 22.43% を占めている。改善策は主に製品安全と腐敗に該当する。CSR 報告のガイドラインにおいて、一部のネガティブ事象について改善策の開示も要求されている<sup>7)</sup>が、企業が開示するネガティブ情報は、ネガティブ事象発生の件数と概要説明にとどまっており、改善策を含む詳細な説明があまり見られないことが分かった。

表 3 CSR 報告書において項目別による改善策の件数

	環 境 EN	労働環境 LA	製品安全 PR	腐 敗 SO	人 権 HR	合 計
改善策の件数	10	7	19	22	1	59
改善策の合計数 59 件に占める割合	16.95%	11.86%	32.20%	37.29%	1.69%	100%
CSR 報告書の項目別の件数	42	98	71	47	5	263
改善策が CSR 報告書の項目別の件数に占める割合	23.81%	7.14%	26.76%	46.81%	20%	22.43%
企業数	9 社	7 社	15 社	18 社	1 社	35 社

出所：筆者作成

以上の両媒体のネガティブ情報開示の動向についてのデータ分析をまとめると、製品安全と腐敗などの社会的なネガティブ情報開示が比較的多い。そして、両媒体は相互にほぼ異なるネガティブ情報を開示または報道しており、両媒体の間にギャップがあることが分かった。両媒体に共通の情報が少数であることから、新聞記事は CSR 報告書のネガティブ情報開示に対して大きく影響しているとは言えない。また、企業が開示する多くのネガティブ情報は件数と概要説明にとどまっていることが分かった。

#### 4.2 ネガティブ情報開示への新聞報道の影響

新聞報道の影響をさらに分析するために、新聞でネガティブ事象について報道された企業と報道されていない企業の、CSR 報告書におけるネガティブ情報件数と、その中に含まれる改善策の件数の平均値の差の検定を行った（表 4）。その結果、CSR 報告書におけるネガティブ情報件数の平均は、新聞報道がある場合の方が高かったが、有意な差は見られなかった。しかし、CSR 報告書で開示されるネガティブ事象の改善策の件数については、新聞報道が見られた企業群の平均値が新聞報道がない企業群の平均値より大きく、その差は有意であった（5%基準）。このことから、新聞報道が企業のネガティブ情報開示そのものに影響しているとは言えないが、改善策の開示には影響が見られることから、ネガティブ情報開示の質に影響していると考えられる。

表 4 改善策に対する新聞報道の影響

	新聞報道有り		新聞報道無し		差の検定	
	平均	標準偏差	平均	標準偏差	t 値	有意確率
ネガティブ情報件数	3.02	2.09	2.31	2.30	1.60	0.11
改善策の件数	0.81	1.00	0.39	0.87	2.23	0.03

出所：筆者作成

以上、本節では両媒体のネガティブ情報開示の動向を考察した。ネガティブ情報開示の動向に基づき、次節では、新聞報道が企業のネガティブ情報開示に与える影響をより詳細に分析するとともに、新聞報道を含めてネガティブ情報開示の要因をネガティブ事象に関わる正統性マネジメントの観点から考察する。

### 5 ネガティブ情報開示による正統性マネジメント

すでに述べたように、ネガティブ事象が発生し、それが社会に知られると、企業は何らかの社会的批判を受ける可能性が高くなり、正統性の危機に陥ることになる（Reimsbach and Hahn, 2015; 大森・目時, 2015; 國部, 1993）。GRI ガイドラインによれば、CSR 報告書やサステナビリティ報告書は組織の長期的な収益と社会的責任や環境配慮を結びつけるプロセスのひとつであり、経済、環境、社会およびガバナンス面におけるパフォーマンスと影響を伝える基盤となるものである（GRI, 2013a）。したがって CSR 報告書はネガティブ事象に関わる正統性マネジメントにおいて、企業とステイクホルダーとのコミュニケーションに関わる重要なツールである。

本節は自主的な情報開示の主要な根拠である、正統性理論の観点から企業のネガティブ情報開示の行動を考察する。正統性の概念は研究者によって多様な解釈が行われているが、Suchman

(1995) は制度的な研究と管理的な研究の両方を援用しながら、分類された正統性のそれぞれの側面に関する正統化戦略の枠組の提示によって、正統性マネジメントという観点からの分析の可能性を深めた (大西・野田, 2012)。

そこで、本稿では正統性について、先行研究においてよく援用された Suchman (1995) の正統性の定義を引用する。Suchman (1995) は正統性を「実体の行為が、社会的に構築された規範、価値、信念および定義のシステムの範囲内において、望ましい、適当、あるいは適切であるという一般化された認識もしくは想定である」(Suchman, 1995, p. 574) と定義している<sup>8)</sup>。企業の正統性は、当該企業以外の第三者により判断され、当該企業の存立や権力に対して社会による承認を意味する (高岡, 2006)。つまり、正統性の概念の重要なポイントは、企業以外の第三者の判断によって、企業に正統性を付与することである。

したがって、ネガティブ事象が報道または開示された段階で企業の正統性が失われると考えられる。ネガティブ事象は新聞報道によって、あるいは企業の自主的な開示によって、社会に知られることになる。そのネガティブ事象は法律、規範、価値などの点について、社会に受け入れられないと、企業の正統性が失われることになる。この観点を前提として、本節では、新聞において報道された場合、新聞において報道されていない場合両方のネガティブ情報開示を分けて考察する。

## 5.1 新聞で報道された場合のネガティブ情報開示

新聞で報道された場合、企業は CSR 報告書においてネガティブ情報を開示するかどうかによって、さらにふたつの場合に分けられる。

### 5.1.1 報道された事象をCSR報告書で開示する場合

まず、新聞記事によって報道されているネガティブ情報について、企業が CSR 報告書で開示する場合、つまり両媒体が共通のネガティブ情報を開示する場合を考察する。本研究によれば主に独占禁止法違反、贈賄、不正行為などの腐敗項目および、品質問題、虚偽報告、リコールなどの製品安全項目に関して、両媒体で共通のネガティブ情報が見られる。これらのネガティブ情報は社会的関心が高く、GRI ガイドラインや環境省環境報告ガイドラインによって情報開示の要求がある。ネガティブ事象が発生すると、企業はガイドラインが要求するレベルの情報開示をすることによって、報道によって失われた正統性を回復する可能性があると考えられる<sup>9)</sup>。

また、上妻・堀江 (2008) の研究によれば、新聞報道の有無によって、企業は正統性の回復のための戦略的対応の質を変えている (上妻・堀江, 2008)。本稿のデータ分析によって、19 件の共通知報のうち、16 件は改善策も開示されていることが分かった。さらに、新聞で報道された企業群の方が報道されない企業群よりも、改善策を多く開示していた。したがって、新聞記事で報道されているネガティブ事象に関して、企業が CSR 報告書において、是正策、謝罪または

原因の説明をする傾向があると言える。つまり、新聞報道されるような社会的関心の高いネガティブ事象ほど、改善策を含む質の高い情報開示が行われていると考えられる。

これを正統性マネジメントの観点から考えよう。先行研究で指摘されたように、ネガティブ事象が発生する際に、事象とその原因、改善措置と一緒に詳しく開示することは、企業のマネジメントの進歩と考えられる（張，2012）。つまり、改善策の開示は、企業が失った正統性を回復するために、行っている情報開示行動と考えられる。

### 5.1.2 報道された事象をCSR報告書で開示しない場合

企業が報道された事象をCSR報告書で開示しない場合、つまり新聞によって報道されている137件のうち、19件の共通情報を除いた118件のネガティブ情報について考察する。4.1節で示したように、CSR報告書と新聞報道の間に大きなギャップが見られた。このような状況において、正統性の回復手段としてCSR報告書は企業によってあまり重視されていない可能性が考えられる。

企業はCSR報告書だけでなく、ホームページやプレスリリースなどを通じて、報道されたネガティブ事象について適時性の高い情報開示を行う可能性がある。つまり、企業は他の媒体の情報開示によって失われた正統性を回復する可能性もあると言える。

## 5.2 新聞で報道されない場合の情報開示行動

新聞で報道された社会的関心の高いネガティブ情報と違い、新聞で報道されないがCSR報告書において開示されているネガティブ情報は、主として環境の軽微な法律違反や外部監査による指摘事項、労働災害度数率・強度率、製品安全の苦情・不満、腐敗に関する内部通報である。

すでに述べた通り、企業は報道されないネガティブ事象を自ら開示すると、正統性を失う可能性がある。しかし、事実の概要と件数だけでは詳細が分かりにくく、それだけでは事件の重大さを表さないため、このような形式的な情報開示によって失われる可能性のある正統性は大きくないと考えられる。その一方で、CSRマネジメントを整えたとともに、ガイドラインに従った誠実な情報開示を通じて、正統性を獲得できると考えられる。

さらに、新聞で報道されないが、CSR報告書において開示しているネガティブ情報のうち、43件は改善策を含む。ネガティブ事象の発生を開示する上で、企業が反省してCSRを積極的に取り組んでいることを報告し、改善策も同時に開示することを通じて、企業はネガティブ情報をポジティブ化して開示できると考えられる（上妻・堀江，2008）。つまり、責任を持ってCSRに積極的に取り組んでいるという評価を社会から得られる可能性がある。

加えて、CSR報告のガイドラインは一部のネガティブ事象に対して、改善策の開示を要求しているため、企業はガイドラインの要求を超えて改善策を開示すると、自主的な情報開示によって失われる可能性のある正統性を軽減する、あるいは失われた正統性を回復する可能性があると考えられる。つまり新聞によって報道されていない場合、企業は自ら情報開示をすることによって

失う正統性より、CSR 報告のガイドラインに従ってあるいはガイドラインを超えて正直な情報開示によって得られる正統性の方が大きい、と考えていると推測できる。

## 6 おわりに

本稿は近年の日本企業のネガティブ情報開示の実態を明らかにし、新聞報道が企業のネガティブ情報開示に与える影響を分析し、新聞報道を含めてネガティブ情報開示の要因を正統性の観点から考察した。

本稿の結果として、新聞記事と企業の CSR 報告書は相互にほぼ異なるネガティブ情報を報道または開示しており、両媒体の間にギャップがあることを明らかにした。正統性理論によると、新聞記事によって報道されたネガティブ事象に対して、企業は積極的に情報開示を行うと考えられるが、本稿の研究では、新聞記事と企業の CSR 報告書の共通情報は少数であり、両媒体のネガティブ情報は必ずしも合致していないことが分かった。つまり、CSR 報告書の項目は、必ずしも新聞報道の影響を受けているわけではないと考えられる。

一方、本稿において、共通情報と改善策についての考察によって、新聞報道されるような社会的関心の高いネガティブ事象ほど、改善策を含む質の高い情報開示が行われていることが分かった。したがって、新聞報道は限定的ながら CSR 報告書のネガティブ情報開示に影響していると言える。ネガティブ事象の詳細と改善策を含む質の高い情報開示は、企業の経営活動を改善しようとする姿勢を示しながら、失われた正統性の回復に効果があると考えられる。

また、企業が新聞記事によって報道されていないネガティブ情報を開示する主な理由は、CSR 報告ガイドラインの影響が考えられる。企業は報道されないネガティブ事象を自ら開示することによって失う正統性より、ガイドラインで要求されるレベルの情報開示をすることによって、得られる正統性のほうが大きいと考えていると推察できる。

さらに、CSR マネジメントの要素である内部通報や労働災害度数率などの各種指標、またネガティブ事象の改善策などの情報は、企業の CSR マネジメントの発展を示しており、ネガティブ情報としてではなく、ポジティブ情報とみなすことができる。つまりこれらの情報を開示することは正統性獲得のための行動と考えることができる。

以上のように、本稿は売上高上位 100 社（2014 年 3 月時点）の 1 年間のネガティブ情報開示を調査したが、調査対象が社会の関心が高い大企業に限定されているという課題がある。また、本稿は正統性の観点からネガティブ情報開示の行動を考察したが、新聞報道が企業のネガティブ情報開示に与える影響について、初歩的な統計分析にとどまっている。さらに、ネガティブ情報の開示手段として CSR 報告書以外の可能性も考えられるため、これらを考慮したさらなる研究が必要である。

## 注

- 1) 国際標準化機構による ISO26000 (2010) は社会的責任に関して、組織統治、人権、労働慣行、環境、公正な事業慣行、消費者課題、コミュニティへの参画およびコミュニティの発展という7つの中核主題を設定している。
- 2) バランス原則は、「総合的なパフォーマンスを適正に評価するため、報告書には組織のパフォーマンスのプラス面とマイナス面を含めるべきである」と要求する (GRI, 2013a, 17頁)。
- 3) 環境報告ガイドライン (2012年版) によると、「中立性のある情報とは、偏りのない情報である。記載事項の決定において重要と判断された情報は、良い情報も悪い情報も、意図的に選別することなく、同じ様に開示しなければ、偏りのない情報にはならない」(環境省, 2012, 21頁)。
- 4) 本稿は環境問題だけでなく、それを含む CSR 全般に関するネガティブ情報を分析対象とするため、企業が CSR 報告書とサステナビリティレポートの両方を発行している場合は、より報告範囲の広いサステナビリティレポートを分析対象にした。
- 5) 厚生労働省によると、「障害者の雇用の促進等に関する法律」では、事業主に対して、その雇用する労働者に占める身体障害者・知的障害者の割合が一定率(法定雇用率)以上になるよう義務づけている。これは障害者雇用率制度である。民間企業における法定雇用率は、2013年4月1日から2.0%に変わる。
- 6) 厚生労働省によると、労働災害度数率とは、100万延べ実労働時間当たりの労働災害による死傷者数で、災害発生の頻度を表す。また、強度率とは、1,000延べ実労働時間当たりの延べ労働損失日数で、災害の重さの程度を表す。
- 7) GRI ガイドラインの第二部実施マニュアル (GRI, 2013b) はサプライチェーンにおける環境、労働慣行、人権と社会のネガティブ事象の改善策の開示を求めている。一方、環境省環境報告ガイドラインは企業が環境に関する法令や協定違反、事故、事件、苦情、訴訟等があった場合、それらへの具体的な対応状況と改善策の開示を要求している。また、社会的側面において、組織統治・倫理・コンプライアンスおよび公正取引に関する訴訟を行っているまたは受けている場合、そのすべての内容および対応状況の情報開示も要求している。
- 8) Suchman (1995) は正統性を道徳的正統性 (moral legitimacy), 実用的正統性 (pragmatic legitimacy) と認知的正統性 (cognitive legitimacy) の3つに分類しており、分類された正統性のそれぞれ獲得、維持、および回復に関する正統化戦略を提示している。どの正統性を追求するかによって、取るべき戦略が異なると指摘している (Suchman, 1995)。
- 9) 正統性の獲得にはいくつかの手段があり、そのひとつとしてネガティブ事象の予防や対処、改善策に対する組織的取り組みが考えられる (Suchman, 1995)。しかしそうした活動も、なんらかの形で社会に知られなければ、組織の正統性の獲得にはつながらない。

## 参考文献

- Boiral, O. (2013) "Sustainability reports as simulacra? A counter-account of A and A+ GRI reports," *Accounting, Auditing & Accountability Journal*, Vol. 26, No. 7, pp. 1036-1071.
- Cho, C. H. (2009) "Legitimation Strategies Used in Response to Environmental Disaster: A French Case Study of Total SA's Erika and AZF Incidents," *European Accounting Review*, Vol. 18, No. 1, pp. 33-62.
- Deegan, C. and Gordon, B. (1996) "A study of the environmental disclosure practices of Australian corporations," *Accounting and Business Research*, Vol. 26, No. 3, pp. 187-199.

- Global Reporting Initiative (2013a) G4 Sustainability reporting guidelines-Part1-Reporting principles and standard disclosures. (日本語版『G4 サステナビリティ・レポートニング・ガイドライン 第一部 報告原則及び標準開示項目』)。
- Global Reporting Initiative (2013b) G4 Sustainability reporting guidelines-Part2-Implementation manual. (日本語版『G4 サステナビリティ・レポートニング・ガイドライン 第二部 実施マニュアル』)。
- Hahn, R. and Lülfs, R. (2014) “Legitimizing Negative Aspects in GRI-Oriented Sustainability Reporting: A Qualitative Analysis of Corporate Disclosure Strategies,” *Journal of Business Ethics*, Vol.123, No.3, pp. 401-420.
- Porter M.E. and Kramer M.R. (2006) “Strategy and society: the link between competitive advantage and corporate social responsibility,” *Harvard business review*, Vol. 84, No. 12. (村井裕訳 (2008) 「競争優位の CSR 戦略」『ダイヤモンド・ハーバード・ビジネス・レビュー』1月号, 36-52頁)。
- Niskanen, J. and Nieminen, T. (2001) “The objectivity of corporate environmental reporting: a study of Finnish listed firms' environmental disclosures,” *Business Strategy and the Environment*, Vol.10, pp. 29-37.
- Reimsbach, D. and Hahn, R. (2015) “The Effects of Negative Incidents in Sustainability Reporting on Investors' Judgments—an Experimental Study of Third-party Versus Self-disclosure in the Realm of Sustainable Development,” *Business Strategy and the Environment*, Vol. 24, No. 4, pp. 217-235.
- Suchman, M. C. (1995) “Managing legitimacy: Strategic and institutional approaches,” *Academy of Management Review*, Vol. 20, No. 3, pp. 571-610.
- 大西靖・野田昭宏 (2012) 「社会環境報告による正統性の管理」『社会関連会計研究』第24号, 1-11頁。
- 大森明・目時壮浩 (2015) 「統合報告書におけるネガティブ情報の開示」日本会計研究学会報告論文。
- 河東康 (2003) 「土壌汚染にみる企業の情報開示——信頼性が問われる時代のネガティブ情報開示のガイドラインを考える」『広報研究』第7号, 95-108頁。
- 環境省 (2012) 『環境報告ガイドライン (2012年版)』。
- 環境省 (2016) 『環境にやさしい企業行動調査結果 (平成26年度における取組に関する調査結果)』。
- 厚生労働省 障害者雇用率制度 [http://www.mhlw.go.jp/bunya/koyou/shougaisa/dl/120620\\_1.pdf](http://www.mhlw.go.jp/bunya/koyou/shougaisa/dl/120620_1.pdf) (アクセス日: 2015年7月27日)
- 厚生労働省 労働災害動向調査 用語の解説 <http://www.mhlw.go.jp/toukei/list/44-23.html> (アクセス日: 2015年12月28日)
- 上妻義直・堀江美保 (2008) 「CSR 報告書におけるネガティブ情報開示の効果」『会計・監査ジャーナル』第637号, 109-117頁。
- 國部克彦 (1993) 「企業社会報告の基礎理論——正統性理論と社会的アカウントビリティ——」会計フロンティア研究会編『財務会計のフロンティア』中央経済社, 325-332頁。
- 國部克彦 (1996) 「環境アカウントビリティの社会的構築プロセス: 環境報告書を要求する論理と提供する論理」『国民経済雑誌』第174巻第2号, 53-64頁。
- 小西範幸・松山将之・神藤浩明 (2015) 「統合報告の現状と課題——我が国での統合報告書の開示実態に焦点をあてて」『青山アカウンティング・レビュー』第5巻, 26-33頁。
- 高岡伸行 (2006) 「ビジネスの正統性とイノベーションドライブに向けたステイクホルダーの統合様式: その正当化と組織化の次元」『経営と経済』第85巻第3・4号, 98-145頁。
- 谷本寛治 (2013) 『責任ある競争力——CSRを問い直す』NTT出版。

張蕙 (2012) 「企業の社会責任に関するネガティブ情報公開の戦略研究」『企業社会責任ブルーブック—中国企業社会責任研究報告 2012』社会科学文献出版社, 100-135 頁。

山田啓一 (2007) 「経営における正当性の管理と戦略に関する研究」『流通科学研究』第7巻第1号, 81-104 頁。

(楚：名城大学経営学研究科博士課程)

(東田：名城大学経営学部教授)

(2017年9月15日 採択)